

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人聖マリア学院
②設置大学名称	聖マリア学院大学
③担当部署	事務部
④問合せ先	0942－35－7271
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 5 月 23 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 19 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.st-mary.ac.jp/disclosure
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
該当なし	

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
該当なし	

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的に関し、学生には学生便覧、履修の手引き、社会に対してはホームページなど、多様なステークホルダーに対して明示している。 (掲載先 URL) https://www.st-mary.ac.jp/education/ https://www.stmary.ac.jp/disclosure/pdf/2018/jikohyouka2018.pdf
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学生、教職員等に対し 3 つのポリシーを明示した上で、3 つのポリシーに基づく点検評価や中期計画の進捗管理等を実施、その結果に基づき、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努めている。
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長の責務、学長の補佐体制（学部長・プロボスト等の役割）、及び教授会の役割については、組織規程及びプロボストに関する規程、並びに教授会の運営に関する規程等において権限と役割を明確にしている。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	各種委員会等においては、教員・事務職員の両方を配置とするなど、教員と職員が適切に分担・協力・連携を行うことが可能な体制を確保し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めている。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	求める教職員像を定めた上で FD・SD の実施方針、年次計画を定め、教職員の質向上に向けた研修等を実施している。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	従前の取組状況(第 1～4 次)を踏まえ、テーマやコンセプト、重点項目などを明確にし、かつ学生等への調査結果や各種データ等を勘案した上で、「第 5 次 5 ヶ年計画；2025～2029 年度」を策定した。

実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	計画実現に向け、関連する委員会等において中期計画に基づく単年度報告、次年度計画を策定、自己点検・評価総括委員会にて、進捗状況を点検評価している。また、その結果については、大学ホームページに公表している。なお、中期計画については、必要に応じ、理事会審議の上、変更を行っている。 (掲載先 URL) https://www.st-mary.ac.jp/disclosure/pdf/2024/chukikeikaku_4th_4.pdf

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	在学生に対しては、建学の精神に基づく教育目標、三つのポリシー、教育課程を設定・編成し、建学の精神に基づく人材育成を実施している。また、社会人の学び直しの機会を提供するため、入学試験に特別選抜（社会人）の枠を設けている。更に、社会人を対象とした特別の課程（履修証明プログラム）を開講するなど、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域・国際連携センター（地域連携部門）が運営主体となり、地域住民の健康支援・生涯学修支援・災害支援・産学官連携等の社会貢献・地域連携事業を推進している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	学内施設は車椅子のままで全ての建物・フロアに移動できるよう対応し、また性別に関係なく使用できるトイレ等を設置している。 学内組織として、学生支援センターにインクルーシブ・教育支援部門を設置している。 また、教職員に対しては男女兼用ユニフォームの導入などを行っている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	理事、監事、並びに会計監査人に女性は含まれていない。理事会との協働性、牽制性の関係にある評議員会においては、構成員の 5 割に女性を登用している。

原則３－１ 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為並びに理事選任機関運営規程において定めている。
実施項目３－１②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	寄附行為、理事会運営規則並びに評議員会運営規則に定めている。
実施項目３－１③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会において定例的に経営或いは学務全般に亘る状況報告を行っていることその他、各種加盟団体からの提供情報の共有や研修内容の周知を行っている。

原則３－２ 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任基準並びに選任手続きは本法人寄附行為に定められており、その選任過程についても透明性が確保されている。
実施項目３－２②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査の基準や計画を策定するとともに、監事、会計監査人及び法人財務課等の連携体制を確立しており、情報共有・意見交換も行っている。
実施項目３－２③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事への情報提供は適正に行われている。また文科省主催の「監事研修会」の案内等、研修機会の充実を図っている。

原則３－３ 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為に定めている。
実施項目３－３②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為、理事会運営規則並びに評議員会運営規則に定めている。
実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・	評議員会において定例的に経営或いは学務全般に亘る

研修機会の充実	状況報告を行っていることの他、各種加盟団体からの提供情報の共有や研修内容の周知を行っている。
---------	--

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	様々な事象に伴うリスクに迅速・的確に対応すること等を目的にリスク管理規程を定めている。また消防計画を定め全教職員に周知している。更に大震災対応マニュアルを作成、学生・教職員に周知している。加えて学生・教職員を対象とした消防訓練を実施している。 施設に関しては、校舎は耐震化率 100%であり、定期的な安全点検を実施している。早期復旧のための事業継続計画の策定はないが、火災等の災害やサイバー保険への加入等、事業継続のための対応を図っている。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	内部統制システム整備に関する基本方針、コンプライアンス推進規程を定め、内部通報窓口を設置するなど、内部通報体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報を公開する対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、情報公開を推進している。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	ホームページは、分かりやすい表現で作成しており、また情報公開のページを設けるなど、ステークホルダーの理解促進に努めている。 「事情報告書」について、カラー化し、写真やグラフを増やすなど「見やすさ」「わかりやすさ」への工夫を行っている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
該当なし	